

ご存知ですか?

補助金を活用しませんか? ~事業承継・引継ぎ補助金~

■事業承継・引継ぎ補助金とは

事業承継・引継ぎ補助金という補助金をご存じでしょうか。

この補助金は事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業者等及び事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行なう中小企業者等を対象者とし、これらの取り組み等や引継ぎに必要な経費の一部を補助するものです。

この補助金により事業承継や事業再編・事業統合を促進し、日本の経済活性化に寄与することを目的としています。

この補助金は「経営革新枠」「専門家活用枠」「廃業・再チャレンジ枠」の3事業で補助を行い、さらに経営革新枠は、「創業支援類型」「経営者交代類型」「M&A類型」の3類型、専門家活用枠は「買い手支援類型」「売り手支援類型」の2類型に分類されます。

それでは3事業の内容とそれぞれの類型について確認していきましょう。

経営革新枠

■事業再編・事業統合に伴う事業承継等を契機として、中小企業者等の承継者が行なう経営革新等に係る取り組みや廃業に係る経費の一部を補助する事業

■一定の期間に事業承継を実施すること(したこと)が要件

■経営革新を行う際の設備投資や販路開拓等にかかる費用や、廃業費等が補助対象経費の対象となる

■専門家活用枠及び廃業・再チャレンジ枠との重複申請が可能

※なお、廃業・再チャレンジ枠と重複申請する場合は本事業への上乗せという扱いになるため、廃業・再チャレンジ枠への別途の申請は不要である

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	
			上乗せ額(廃業費)	
創業支援類型(I型)	補助対象経費の3分の2以内	100万円	600万円以内	+150万円以内
経営者交代類型(II型)	又は 2分の1以内	800万円以内		
M&A類型(III型)				

引用:中小企業庁 事業承継・引継ぎ補助金 9次公募のご案内

専門家活用枠

■地域の需要及び雇用の維持や地域の新たな需要の創造及び雇用の創造を図り、我が国の経済を活性化させる事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行なう取り組みの経費を補助する

■補助事業期間内に、事業再編・事業統合(事業譲渡、株式譲渡等)を行うことが必要

■補助事業期間内に契約及び支払った事業再編・事業統合を行う際のM&A専門家の費用等が補助対象経費の対象となる

■補助事業期間内に経営資源引継ぎが実現しなかった場合は、補助上限額が変更されるため注意すること

■経営革新枠及び廃業・再チャレンジ枠との重複申請が可能

※なお、廃業・再チャレンジ枠と重複申請する場合は本事業への上乗せという扱いになるため、廃業・再チャレンジ枠への別途の申請は不要である

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	
			上乗せ額(廃業費)	
買い手支援類型(I型)	補助対象経費の3分の2以内	50万円	600万円以内	+150万円以内
売り手支援類型(II型)	又は 2分の1以内			

引用:中小企業庁 事業承継・引継ぎ補助金 9次公募のご案内

廃業・再チャレンジ枠

■経営革新枠または専門家活用枠とあわせて申請を行う併用申請と、廃業・再チャレンジ枠単独で申請を行う再チャレンジ申請に分かれます

■中小企業者等が、事業承継やM&Aに伴う廃業、経営者の交代又はM&A等を契機として承継者が行なう経営革新等に伴う廃業(併用申請)、中小企業者等(またはその株主)もしくは個人事業主が新たにチャレンジをするために行なう既存事業の廃業(再チャレンジ申請)を補助対象事業とする

類型	補助率	補助下限額	補助上限額
廃業・再チャレンジ	補助対象経費の3分の2以内	50万円	150万円以内

引用:中小企業庁 事業承継・引継ぎ補助金 9次公募のご案内

経営革新事業の申請に際しては、認定支援機関による関与が必要となりますのでご留意ください。上記の枠や類型の種類により対象経費の内容が変わってきます。要件等を満たしているかどうか十分に確認したうえで申請を行ってください。詳しくは専門機関等へお尋ねください。

採択事例

①経営革新×経営者交代類型

親族経営の事業を承継し新たに生産性向上設備を取得し、設備投資について補助金を受けた。

②専門家活用枠の買い手支援類型

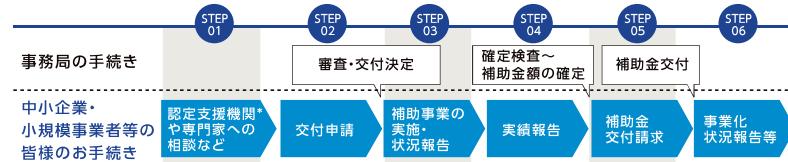
株式譲渡により法人を承継し、対象経費である仲介費用について補助金を受けた。

■補助金交付までどのくらいかかる?

申請から補助金が交付されるまでには一定の期間がかかります。

どの様な流れで補助金が交付されるのか見ていきましょう。

補助金交付までの流れ



引用:中小企業庁 事業承継・引継ぎ補助金 パンフレット(9次公募全体版)

*認定支援機関=認定経営革新等支援機関

補助金交付までの流れは上図の通りであり、9次公募の例で言いますと申請締切が令和6年4月30日、交付決定が6月上旬予定、補助事業完了日が11月22日、実績報告期日が12月2日、補助金交付が12月中旬以降となっており、申請から交付まで約8ヶ月を要するためスケジュール管理には十分にご留意ください。

またスケジュール中の審査段階における加点事由の一つに、「経営力向上計画」の認定「経営革新計画」の承認又は「先端設備等導入計画」の認定書を受けていることがあります。交付申請時点で認定(承認)済である等の要件がありますので、加点事由を上手く活用して採点率を高めることも重要です。

多くの企業にとって深刻な課題である後継者問題において、費用負担削減の一助となるのが本補助金です。中小企業の未来を担う承継者たちに、本補助金が新たな舞台を切り拓く手助けとなることを期待しながら、弊社では最初の相談から交付申請、採択後の状況報告まで継続してサポートして参ります。些細なご相談でも全く問題ございません。補助金をご検討の際にはぜひご連絡お待ちしております。



ご存知ですか?